

附属図書館の運営する「つくばリポジトリ」では、筑波大学に所属する研究者のみなさまによる研究成果を収集し、インターネット上で発信しています。平成25年4月の学位規則改正により、学位論文全文のインターネット公表が義務づけられ、ますますリポジトリを利用した研究成果発信を行う機会が多くなります。そこで、附属図書館では各系の教員会議等でお時間をいただき、つくばリポジトリの紹介と論文提供のお願いをいたしました。ここでは、説明会の中でどんな質問があったのか、Q&Aでご紹介します！

***なお、10月21日(月)に文部科学省の担当者をお招きし、学位論文のオープンアクセス化についてご講演いただく予定です。ぜひご参加ください！**

Q リポジトリに学術雑誌掲載論文を登録したいのですが、出版社への許諾は自分でとらなければならないの？
学位論文の場合も？

A 出版社の著作権ポリシーは図書館でお調べします。ただし、著作権ポリシーが判明した後に、公開許諾手続きが必要な場合は著者ご本人にお願いしています。

出版済みの雑誌掲載論文により学位を申請・受理された場合の学位論文公開についても、原則として学位授与者ご本人が出版社と直接交渉していただくことになっています。

なお、各学協会・出版社の著作権ポリシーを知りたいときには、[学協会著作権ポリシーデータベース \(SCPJ\)](#)や[SHERPA/RoMEO](#)などのデータベースで調べることができます。

Q 「著者最終版」とはいつの段階のものをいうの？

A 基本的には、著者最終版は「査読終了後、著者の手許にある雑誌掲載用のレイアウトに整えられる前の最終稿」であると考えております。出版社によっては「最終版」の定義を明らかにしているところもありますので、図書館でお調べいたします。「著者最終版」がないため登録できない事例が数多くあります。ぜひ保存をお願いします。

■「著者最終版」について…

出版社や学協会は著者最終版であればリポジトリへの登録を許可している場合が多いです。お手元にある原稿がリポジトリに登録してもよいものかどうか分からないときには、附属図書館までお問い合わせください。



Q リポジトリで公表するにあたり、論文に絵画・図・写真などを引用した場合でも、出典を明記しておけば問題ない？

A 本来、著作権法で定められている正当な引用の範囲であれば問題ないと考えられます。

Q 共著者許諾は口頭でもよい？

A 口頭でも構いませんが、後のトラブルを防ぐため何らかの文書で許諾を得たことを残しておくことが望ましいです。文書の様式に指定はありませんが、附属図書館が作成した「共著者許諾様式(和文・英文)」をつくばリポジトリのWebページに用意しておりますのでご自由にお使いください。

Q 附属図書館から送られてくるリポジトリ提供依頼メールですが、自分が主著者でなくても依頼がきます。全ての論文が対象になっているの？

A すべての論文ではなく、Web of Science、CiNii、TRIOS(筑波大学研究者情報システム)等に採録されている論文が対象となっています。ただし、出版社が提供を認めていない論文については依頼対象からはずしています。また、図書館では「論文にお名前がある＝業績である」と考え、共著論文であっても提供のお願いをしています。

Q 学術雑誌掲載論文を学位論文とする場合、本人が出版社と交渉した上でリポジトリでの公表ができないという結論になったときには「やむを得ない事由」とすることができる？

A 「やむを得ない事由」は大学ごとに判断することになるため、大学が認めれば「やむを得ない事由」に含まれると考えられます。ただし、そのような事情によりリポジトリで公表していない論文でも、大学に閲覧希望者が来た場合には閲覧に供する必要があります。

■「やむを得ない事由」とは…

学位規則改正で学位論文全文のインターネット公表が義務づけられました。しかし、本文をインターネットで公表できない「やむを得ない事由」があり、それが大学側で認められた場合、本文の代わりに要約のみの公開とすることが可能です。ただし、「やむを得ない事由」が解消された場合には全文を公表する必要があります。



Q 学位論文に特許出願にかかわる内容が含まれており、公表したくない部分があるのですが、閲覧要求があれば全文を見せなくては行けないの？

A はい。学位論文は公表が原則なので、要求があれば全文を閲覧提供しなければなりません。「やむを得ない事由」により全文がインターネットで公表されていない学位論文でも、国立国会図書館と附属図書館では全文を所蔵しており、閲覧希望者は各図書館で全文を閲覧することができます。そのため、学位論文に特許が含まれるケースでは、公開(＝審査)の前に事前に特許申請をしておく必要があります。***学位の審査が公開にあたることに注意です。**

Q 学位論文について「やむを得ない事由」として申請するにはどうしたらよい？

A 教育推進課で用意する「インターネット公表に関する申出書」に「インターネット公表できない事由」に関する項目があるので、そちらに記入してください。
提出された申出書に基づき大学側で検討した結果、「やむを得ない事由」として承認された場合、書面にて承認された旨を通知します。

以上、説明会でいただいた質問の中から、ピックアップしてご紹介しました。こちらに掲載しきれなかった質問は下記の URL からご覧いただけます。

■ <https://www.tulips.tsukuba.ac.jp/lib/service/repository-faq>

これからもつくばリポジトリでは、みなさまの研究成果の登録をお待ちしております。学術雑誌掲載論文や学位論文以外にも、紀要論文、各種報告書、テクニカルペーパー、学会発表スライドといったコンテンツを収集しておりますので、ぜひご提供ください。また、今後も先生方のご要望に応じて、説明会を開催する予定です。説明会開催やつくばリポジトリ登録に関するご質問・ご依頼は、下記メールアドレスまで。

■ Mail : tulips-r@tulips.tsukuba.ac.jp お気軽にお問い合わせください！